

香川県特定非営利活動促進基金運営要綱（平成20年1月24日19県共第45716号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県特定非営利活動促進基金条例（平成19年香川県条例第71号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、香川県特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱において使用する用語は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（基金の造成）

第3条 基金は、県民、事業者等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益を財源とし、積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

（寄附金）

第4条 基金に寄附をしようとする者は、第11条に規定する団体指定寄附、分野指定寄附及び一般寄附の区分により寄附目的を指定して寄附をしなければならない。

（基金の処分）

第5条 基金は、NPO活動の促進のための補助金その他のNPO支援施策及び基金の管理運営事務に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定による処分は、香川県ボランティア・NPO支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴いて、一般会計の歳入歳出予算の範囲内で知事が決定する。

3 知事は、第1項の規定による処分に当たっては、第11条に規定する寄附目的に応じて行われるよう配慮するものとする。ただし、団体指定寄附及び分野指定寄附の一部並びに一般寄附は、第1項に規定するその他のNPO支援施策及び基金の管理運営事務に要する経費に充てるものとする。

（寄附金の不返還）

第6条 寄附金は、前条第3項の規定にかかわらず、当該寄附目的に応じた処分が行われなかった場合においても、これを返還しない。

（基金登録団体）

第7条 第5条第1項に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる団体は、第18条第1項の規定により登録された団体（以下「登録団体」とい

う。)とする。

(寄附金管理台帳)

第8条 知事は、基金に納入された寄附金を管理するため、寄附金管理台帳を作成し、当該寄附金の出納の状況を記録しなければならない。

(基金の造成等の状況の公表)

第9条 知事は、基金の造成、管理及び処分状況を公表しなければならない。

2 前項の場合においては、知事は、基金に寄附をした者（以下「寄附者」という。）の承諾を得て、氏名その他当該寄附者が公表することを承諾した事項を公表することができる。

(基金の広報)

第10条 知事は、基金に関する県民の理解及び協力を得るため、必要な広報活動を行うものとする。

第2章 寄附金

(寄附の区分)

第11条 基金への寄附は、その寄附目的に応じ、次のように区分する。

(1) 団体指定寄附 登録団体のうち希望する団体への支援を目的とする寄附

(2) 分野指定寄附 法別表各号に掲げる活動のうち、「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を除く19の活動及びこれらの活動に該当する具体的な活動の分野のうち希望する分野への支援を目的とする寄附

(3) 一般寄附 特定非営利活動全般にわたる支援を目的とする寄附

(寄附金の納入)

第12条 基金に寄附をしようとする者は、寄附の区分ごとに、香川県会計規則（昭和39年規則第19号）第32条第1項の納付書により同規則第2条第14号の指定金融機関等に寄附金を納入するものとする。

2 前項の納付書には、団体指定寄附にあつては支援を希望する一団体を、分野指定寄附にあつては支援を希望する一分野を、一般寄附にあつてはその旨を、それぞれ記載しなければならない。

(寄附金額)

第13条 寄附金の額は、千円を単位とし、千円未満の端数は、寄附をすることができない。

第3章 登録団体

(登録の申請要件)

第14条 次の各号のいずれの要件にも該当する団体は、第18条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を申請することができる。

- (1) 特定非営利活動法人であって、原則として、その設立の日以後2年を経過しているもの
- (2) 主たる事務所の所在地が県内にあること。
- (3) 原則として、主たる活動を行う区域が県内であること。
- (4) 法第29条第1項（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。
- (5) 事業を行うに当たり、その団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。
- (6) 営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- (7) 営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えていないこと。
- (8) 法第2条第2項第2号イ及びロに規定する宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。
- (9) 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- (10) 第22条第2項（第1号を除く。）の規定により登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと。

(登録の申請)

第15条 登録を受けようとする団体は、香川県NPO基金登録団体登録申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 登録団体概要書
- (2) 活動状況報告書
- (3) 申請要件についての確認書

(登録の審査及び決定)

第16条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次の各号に定める要件について、選考委員会の意見を聴いて審査を行い、登録の適否を決定する。

- (1) 当該団体が、第14条各号に掲げる要件のいずれにも該当していること。
- (2) 当該団体が、次に定める要件のいずれにも該当していること。
 - ア 広く県民を対象とするNPO活動を行っていること。

イ より公益性の高いNPO活動を行っていること。

ウ 活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること。

(決定の通知)

第17条 知事は、前条の規定により登録の適否を決定したときは、香川県NPO基金登録団体審査結果通知書により当該団体に通知するものとする。

(団体登録簿への登録等)

第18条 知事は、第16条の規定により登録を決定した団体を香川県NPO基金団体登録簿（以下「団体登録簿」という。）に登録する。

2 知事は、登録団体及びその活動状況等に変更が生じたときは、団体登録簿を遅滞なく補正しなければならない。

3 団体登録簿その他知事が必要と認める書類は、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(登録の有効期間)

第19条 登録の有効期間は、登録の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、第22条第2項の規定により登録を抹消されたときは、この限りでない。

(登録の更新)

第20条 登録団体は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録の有効期間が満了する日の3月前の日から1月前の日までに知事に申請して、その更新を受けなければならない。

2 第15条から第17条まで及び第18条第1項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第15条中「香川県NPO基金登録団体登録申請書」とあるのは、「香川県NPO基金登録団体登録更新申請書」と読み替えるものとする。

(登録の変更)

第21条 登録団体は、第15条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付した登録団体概要書の記載内容（正会員数を除く。）に変更が生じたときは、その日から30日以内に香川県NPO基金登録事項変更届出書を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第22条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、香川県NPO基金登録団体登録抹消申出書により知事に登録の抹消を申し出なければならない。

(1) 第14条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

- (2) 登録を辞退しようとするとき。
- 2 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。
- (1) 前項の規定により登録団体から登録の抹消の申し出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第14条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったと知事が認めたとき。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。
- 3 知事は、前項第2号から第4号までの規定による登録の抹消をしようとするときは、あらかじめ当該団体に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、当該団体に通知しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第23条 登録団体のうち内閣総理大臣を所轄庁とする特定非営利活動法人は、当該団体の事業年度終了後3月以内に、法第28条第1項の規定により作成した事業報告書等及び役員名簿等を知事に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第24条 知事は、第16条(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録の適否を決定し、又は第22条第2項の規定により登録を抹消する場合において団体が第14条各号に掲げる要件に該当していることを確認するため必要があると認めるときは、当該団体に対して、その組織、業務の状況等について報告を求め、又はその職員に必要な検査をさせることができる。

- 2 知事は、前項の規定によりその職員に検査をさせるときは、あらかじめ当該団体の承諾を得なければならない。

第4章 補助金

(補助金の交付)

第25条 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の区分)

第26条 補助金は、団体指定寄附を活用して行う香川県NPO基金団体指定寄附補助金(以下「団体指定寄附補助金」という。)及び分野指定寄附を活用して行う香川県NPO基金分野指定寄附補助金(以下「分野指定寄附補助金」という。)に区分する。

(補助対象事業)

第27条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法別表各号に掲げる活動に該当する事業であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものとする。

（補助対象経費）

第28条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、概ね次に掲げる経費とする。ただし、そのうち事務所の賃借料、総会及び理事会の開催に要する経費、事務職員の人件費その他の法人の管理運営に要する経費は、除く。

補助対象経費
賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及びその他事業の実施に要する経費で知事が認めるもの

（補助金額）

第29条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 団体指定寄附補助金 当該登録団体への団体指定寄附の金額の範囲内で別に知事が示す額を上限とする。
- （2） 分野指定寄附補助金 当該分野への分野指定寄附の金額の範囲内で別に知事が示す額を上限とし、10万円を下限とする。
- 2 一登録団体への一年度内における補助金の額は、300万円を上限とする。
- 3 知事は、第5条第3項の規定による配慮をしたとしても寄附目的に応じた処分をすることができないと認められる場合であって特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、10万円に満たない額を分野指定寄附補助金の額の下限とし、又は300万円を超える額を一登録団体への一年度内における補助金の額の上限とすることができる。

（補助対象事業の募集）

第30条 補助対象事業の募集は、原則として、前年度末における基金の造成状況を勘案して年度当初に実施するものとする。

（交付申請）

第31条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、香川県NPO基金補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の審査及び決定）

第32条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次の各号に定める要件について、選考委員会の意見を聴いて審査を行い、補助金の交付を決定する。

- (1) 当該登録団体が、第16条各号に定める要件を満たしていること。
- (2) 当該補助対象事業が具体的かつ計画的な事業で、着実に執行できると見込まれること。
- (3) 当該補助対象経費が適切に見積られており、妥当な金額であること。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、香川県NPO基金補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第33条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ香川県NPO基金補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第34条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から30日以内又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに、香川県NPO基金補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第35条 知事は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実績が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、香川県NPO基金補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第36条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、香川県NPO基金補助金請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消)

第37条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、香川県補助金等交付規則第17条第1項の規定に該当すると認めるほか、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法その他関係法令に違反する行為があったとき。
- (2) 交付した補助金に余剰が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(返還)

第38条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を、期限を定めて当該補助事業者へ返還させるものとする。

(財産の管理)

第39条 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち価格が10万円を超えるものについては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保存)

第40条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした証拠書類及び帳簿書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

第5章 雑則

(感謝状の贈呈)

第41条 知事は、寄附者のうち寄附金の額が100万円以上のものに対し、知事表彰等実施要領の定めるところにより、感謝状を贈呈することができる。

(庶務)

第42条 基金に関する庶務は、政策部男女参画・県民活動課において処理する。

(補則)

第43条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月16日から施行する。
- 2 改正後の香川県特定非営利活動促進基金運営要綱第28条の規定は、平成22年度分以降の補助金について適用し、平成21年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。